



いをしておるわけでございますので、もう一日も早い成立、これを願つております。したがいまして、新聞の記事にありますようなこうなことを私どの方は、これが継続であるとか先へ延ばされると、いうようなことは当然考えておりませんので、一日も早く成立をさせていただきたい。したがいまして、非常に苦しい厳しい日程の中でもう無理を承知で審議をお願いしておるわけでありますから、その点はひとつ御理解を賜りたいと存じます。

それから、この駐車戦争に対する認識の点でござりますが、現在のこの車社会の中で駐車問題の占める重要性、というものは非常に大きいといふうに感じております。特に現実の問題といたしまして、これつい最近、警視庁の調査でありますが、四月二十五日に都内全域につきまして駐車の実態を調査いたしました。その結果は新聞にも発表しておりますが、例えて申しますと、二十三区内で瞬間の路上駐車の総数は約二十万台でござります。これは昨年のこの調査に比較いたしますと約八%駐車総数があえております。その二十万台のうちでいわゆる違法駐車と申しますのは約十八万台でございまして、これは駐車総数の九〇%を占めています。したがって、一年間で違法駐車の伸びも一〇%、総数も八%伸びた、これが約一〇%でございます。したがって、一年間で違法駐車の伸びも一〇%、総数も八%伸びた、こうしたことありますので、この駐車問題の緊急性といふものはこれ一つでもうかがわれるかと思ひます。

この違法駐車は現在、交通渋滞の最も大きな原因となつておりますし、また、あわせまして交通事故の原因にもなつておるということで、両方相まって国民生活に重大な影響を及ぼしておる、こういう認識でござります。放置をしますと都市機能を麻痺させかねない、こういう認識で私どもの方は取り組んでおります。したがいまして、最初の新聞の問題とこれも絡み合させてこうなすことでお願いをしておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○瀬上真雄君 そうは言つても、国民の目から見ると、二十日までの新聞の経過などを見ますと、必ずしもじや、信頼をきちっと置いた上でというところでこの問題を見るかどうかがということになると思ひますし、何やら大きくてどここの業界等から見ますと、國民の信頼をどう回復していくのか、そのためにはこの問題についてどう具体的に実効が上がっていくかということ

○國務大臣(奥田敬和君) この毎日新聞の記事を引用しての御質疑でございましたけれども、私は身は、あの衆議院における交通特の十数時間に及ぶ審議時間の中いろいろ今日の車社会の現状を憂える言葉を発言もいたしましたし、また、ここに「駐車問題は一刻を争う状況にある」(奥田国

家公安委員長)。こういった危機的な状況についてはこのとおりお訴えしたことは事実でござります。しかし、この記事自体はこれは署名入りの記事責任を明確にしたものでありますけれども、現状、衆議院における審議状況を引用されての記事だと。「棚ざらしの動きも」という見出しになつていますけれども、こんなになつたら大変であります。しかし、私は自身も当委員会に、もう大変御無理な日程を渡辺委員長以下大変な御苦労を願つてセ

ットしていただいたと聞いております。

ですから、今国会厳しい日程をやりくりしていただきますて、集中的に審議をやってやろうといつたままにして、集中的に審議をやってやろうといつたところでありまして、こういった形は、衆議院審議を聞いておつたいわゆる今日の交通戦争の現状を大変憂える記者諸君の先走りした心配ではなかつたか、こういったことはありませんよ、むしろ先生方の本法案に対する集中的な審議を願う御熱意に対して、私は心から感謝申し上げておるところでござります。

○瀬上真雄君 そうは言つても、國民の目から見ると、二十日までの新聞の経過などを見ますと、必ずしもじや、信頼をきちっと置いた上でというところでのこの問題を見るかどうかがということになると思ひますし、何やら大きくてどここの業界等から見ますと、國民の信頼をどう回復していくのか、そのためにはこの問題についてどう具体的に実効が上がっていくかということ

○國務大臣(奥田敬和君) これは先生の御指摘のとおりであります。公共交通機関の充実、そして本当に快適なそういう社会生活をやつしておられるところは私たちの共通の願いでございます。公共交通機関の充実、そして、そういうのは私たちの共通の願いでございます。公共交通機関とのバランスを保つていくことになります。ちょっと抽象的で恐縮でありますけれども、やはり私的な交通機関の方の必要性もまた現在の車社会の中では非常に大切なものであろうと思いますし、また今の渋滞、交通

が最大の課題でなければならぬと思いますし、私どももそうあってほしいというふうに思つてゐるわけでございます。この問題はそれぞれ検討なされるわけでございますので、やはり両方相まってのバランスある発展、発達といいますか、充実といいますか、そういうことが必要であろうかと思ひます。

○瀬上真雄君 今長官の方からバランスある発展というふうに言われましたけれども、大臣、大量輸送機関に対する公共交通といふものをさらに拡充をしていくことこそが今大切ではないか。朝夕の通勤、通学のあのラッシュの状況というのは、まさに人間生活においてまず最初、さあきょうは一日元気で頑張ろうというときに、あの交通混雑の中に置かれて、へとへとになって官庁や会社や学校に行って、本当に実効ある生活が送れるかどうかということを考えますと、やはり交通の持つ利便性だと安全性だと快適性だとかいうものを公共交通機関にも追求していく。同時に私的の便益性だとか便利性だとかいうものの方が構造的にも何よりも優先していることは間違いないところであります。

しかし、私が考えるには、鉄道の新設だとか公共交通場の新設だとかという現代社会、車社会におけるそういう問題を解決していくこととの間に、アメリカからいろいろ言われるような公共投資、設備問題を言われるようなことではなしに、積極的にこの問題について新たな財源を求めても解決をしていくべきではないか。その手法によつて、余り私的な交通にも制限を加えずスムーズな道路環境というものをつくっていくべきではないか。

いろんな方策があると思いますけれども、いわゆる現代の交通三悪と言われるその悪に対する対策の重点をどちら方に置きたいと思っておるのか。例えば私的なものにさらに傾斜を深めていくことによって、余り私的な交通にも制限を加えずスムーズな道路環境というものをつくっていくべきではないか。

いろんな方策があると思いますけれども、いわゆる現代の交通三悪と言われるその悪に対する対策の重点をどちら方に置きたいと思っておるのか。例えば私的なものにさらに傾斜を深めていくことによって、余り私的な交通にも制限を加えずスムーズな道路環境というものをつくっていくべきではないか。

事故の状況から申しますと、公共交通機関の充実の一層の必要性というのもこれは大きく認識されるわけでございますので、やはり両方相まってのバランスある発展、発達といいますか、充実といいますか、そういうことが必要であろうかと思ひます。

してのそういうことはよく認めた上で、なおかつこういった公共交通の充実こそ望ましいことであり、この面において政策の重点を注いでいくということは極めて肝要なことで、全くその点については先生と同感でございます。

ただ、都心に乗り入れる形において、それぞれの車を持つお人も社会的な責任とコストがかかるということも十分認識された上で、当然車を持つ人の基本的なマナーというものとの際定着して確立していく必要があるなどくづく思っております。

一例ですけれども、ニューヨークのマンハッタン地区と東京三区の自動車の保有台数をちょっと調べてもらつたことがあるんですけれども、あの車社会の今世界で一番進んでおるというアメリカの都心部の人の自動車の保有台数が、もう全く公共交通に十分頼れる都心地区でござりますから、一五%ぐらいの所有台数。ですから、都心部に住んでおる人は、それだけ車を余りお持ちになつてない、特別な層しか持つておられない。東京三区の場合には六〇%近くが持つておられる。坪一億の億ションとかなんとかと言われている時代ですか

であります。

○政府委員(関根謙一君) 関係団体でござりますが、全日本指定自動車教習所協会連合会、全日本交通安全協会、日本自動車連盟、自動車安全運転センター、日本バス協会、日本自動車会議所、日本弁護士連合会の交通事故相談センター、全日本交通運輸産業労働組合協議会、全日本トラック協会、全国交通安全母の会連合会、全国二輪車安全普及協会、あと国際交通安全学会その他でござります。

多くの団体と協議なされたことについてまずは敬意を表します。

具体的に国民的なコンセンサスを得るために、これから先の仕事になると思うんであります。どういう御意見がございましたでしょうか。

○政府委員(金澤昭雄君) 大きく分けまして、「一つの意見があつた」と思います。一つは、駐車場の整備、物的な駐車スペース、ハードの面の整備をますます先行させて、それからこの内容になつておりますようなどをその次のこととして進めるべきだ、こういう御意見がありました。また、特に車のドライバーの立場の方々、そういった方々は、やはり現状からは一刻も早くこの駐車の問題についての解決の第一歩を踏み出すべきだ、こういう御意見でございました。これが大きく二つでございました。それぞれの立場の方々の属する性格によつて大きく分けてどちらかの立場になる、こういうことでございます。個々的にはいろいろ細かなニュансの違いはありますけれども、大きく分けて

の測上貞雄君 業界の方々とそれを販売する方々とそれを使い側というふうに意見が分かれていることは大体想像がつくことがあります。しかし、そこで、かなりこの種の問題というのは自分の営業とかかわっていろいろ問題が出てくるで

ありました。うから、恐らく業界が一番熱心だったのではないかというふうに考えられます。私のところにも朝、業界の方が電話をかけてきて、あいさつしたい、一体何を意味しているのかといふことはわかりませんでしたので、きょうはちょっと忙しいのでお断りを申し上げました。後ほどじつくり意見は聞きたいと思っています。

私は、四月九日に発表して六月一日に閣議で決める、その発表したものと六月一日に閣議で決定されるまでの約二ヶ月間、この間にいろんな作業をやられたと思うんですが、かなり大臣も慎重にこの問題については審議してほしいという提案がございました。しかし、四月九日から六月一日の大臣決定に至る時間の長さと、それと六月一日以降決めてほしいという時間の短さ、そういうことを考えますと、どうもこの新聞に書かれておることがねらいではなかつたのかと要らぬ腹を探らなければならないと思うわけです。したがつて、六月一日に決められた閣議の案と、四月九日にはそれぞれ皆さんが国民的なコンセンサスを得る

ために多くの団体の方々と協議される、そして同時に全省庁にまたがってこの問題について協議をされる。一つには、行政内部における縦割り行政の弊害というものがわられて四月九日と六月一日の間の差が出てきたのか。それぞれの省庁が権益を守るために、それぞれの立場でいろんなことをやることもまた事実でありましょうから、そういうことなどを考えていきますと、発表した試案と、六月一日に閣議決定されたその差というものが非常に大きい。

しかし、先ほどの大臣の答弁では余り圧力がなかったようです。この新聞記事については、衆議院の議論の過程について署名入りで書かれたという認識でございましたけれども、もしいろんな圧力がなかつたとすれば、四月九日に発表した試案と六月一日に決められた閣議の内容との間に大きな違いがあります。どのような考え方をしていいのかどうか。例えば四月九日の試案はここここがどうにもぐあいが悪い、よって六月一日にはこう

いうふうに決めた。縦割り行政の縛張り争いと言つては失礼になるかもしれませんけれども、四月九日に試案を発表して、多くの国民が期待をしたわけです。そして、今度は自分たちも今の現代社会、車社会と共に存をしながら快適な生活ができるであろうと想像して、四月九日の試案にかなり国民が賛成をし、同調をしてきた。従来、労働組合

といえは何となく反対をする立場の方々を含めて、この試案に大きく賛成をしてきた。しかし、六月一日に閣議決定されたものに対しても多くの失望を抱いています。

したがって、恐らくこれから先の政治改革やいろんなことも含めて、縦割り行政の弊害がこの問題に出てきたのではないかという考え方を持ちます。そして、片一方では都市機能を麻痺させて、るこのような状況をしり抜けにさせることによつてまた一から苦労していかなければならぬ、こういふものはやはりつくるべきではないのではないか、そういう認識を私は持つておりますけれども、この六月一日に閣議決定をした評価について

行政のあり方等も含めて大臣の所見をお伺いいたいと思います。

○国務大臣(奥田敬和君) 今日の状況、現状認識においては、各省庁の皆さんも含めまして認識は全く一致しております。それはこのままで大変なことになる、都市機能は麻痺寸前であるという現状認識においては全く一致しておるというところであります。そして試案が発表されて、いろいろな形での反響があつたように聞いております。

ただし、これだけははつきり言つておきますけれども、私のところには業界も含めて反対の意見はありませんでした。それは現状認識があつて、あいつのところへ反対に行つてもどつちみちだめだろうというような認識であったのかかもしれません。しかし、本当にそういう意見はありませんでした。

ただ私は、この法案は非常に各方面において痛みを感じるであろう、現状において車庫なし空虚駐車が大変多いという実態事実、そして駐車違反を

取り締まつてもそのほとんどが、八割以上がいわゆる公的に言えば違反状態である。しかもそのうちの三〇%近くが車庫なしという、いわゆる中間調査ではそういう実態が出ておるという現状。そして昭和三十七年にこの車庫法がつくられてから二十数年間、これは幾ら御批判されてもいいです、行政の対応がおくれておったという事実。昭和三十七年当時に軽自動車はたかだか百万台、それが今日時点では十五倍、一千五百万台という実態に至るまで、この軽自動車に関しては、いわゆる一自動車一車庫という原則は当然車を持つ人の基本認識にあるべきでありまするけれども、現実にここまであえてきたという実態。しかもその間軽自動車に関しては野放し状態であった、法的には。こういったことを思うときに、それぞれ痛みを感じる問題だな。つくった方が悪いとか売った方が悪いとか、売った方が共犯でこういった青空駐車車というものをやつたといういろいろな批判がございます。

しかし、現実に今持つておる者、車庫を持とうにも持てなくて、そういうた苦責に苦しみながらも現在の車社会の利便性、それだけに現実に持つておる人たち、こういったこと等々を考えるときに、これはみんなが痛みを感じて大変大きな問題だな。今度の法案もあるべき理想的な車社会秩序に向かっていくべき第一歩のスタートではあると思っております。ですから、急に法だけで取り締まる形だけで果たしてそういうモラル改革、秩序改革ができるだらうかということも悩みました。そして、業界も含めて、いわゆる乗つておるドライバーも含めて一自動車一車庫という形の基本認識を徹底させていく、そういう方向に整備、あるいは先ほど御指摘がありましたよう向かっていく第一段になさいやいかぬ。

そのためには今日の道路管理を持つておる、あるいは建築基準を担当している建設省なんかに横極的に参画してもらつて、そしてこういった附帯義務を含めての見直し、あるいは道路の一部を駐車施設に持つていくといふような形のいわゆる法的整備、あるいは先ほど御指摘がありましたよう

に、運輸省が所管している公共交通の充実、公営駐車場を含めての公共駐車場のいわゆるパークィング、こういった施策が総合的に一体化されていく過程の中で、車庫なし車というのを、今度から新規購入されるときにはきちんとした対応をしてもらわぬと困る、社会的責任といつものもきちっと持つような形の中でやってはほしい。

こういったいわゆる激変を緩和して、なおかつ将来に向けての実効ある車社会の秩序形成に向かっていくという形には、まあ最初なまぬるいといふ御批判はあるかもしれませんけれども、特に東京、大阪という大都市部の、全部が非常に厳しい情勢にあることはわかつておりますけれども、特に東京、大阪部におけるこの問題から手をつけてひとつスタートを切るという形の中で、国民の共感と理解を深めていくことが大切ではなかろうか。

そういった点で、御批判を受けるような形になつたかもしませんけれども、お互に痛みを感じる形だけに、そなかといつて警察庁の取り締まりだけではとても私たちの思っているそれはできるものじやありません。各行政の危機認識に立つた総合的な行政の対応が必要である。そうすると、これから各省もそれぞれの分野において交通安全を含めて、駐車場対策も含め車社会の秩序形成の中にそれぞれ大きな責任分担、応分の役割を行政的に対応してもらえるだらう、スタート点でこういった形になつたといふことをぜひ御理解賜りたいと思ひます。

○政府委員(関根謙一君) 私どもの四月九日に発表いたしました試案と現在国会に御提出を申し上げております法律案との差でございますが、道路交通法規違反の取り締まりをやめるなど行政制裁金と交通法の関係で一番大きな違いは、行政制裁金と運通安全を含めて、駐車場対策も含め車社会の秩序形成の中にそれぞれ大きな責任分担、応分の役割を行政的に対応してもらえるだらう、スタート点でこういった形になつたといふことをぜひ御理解賜りたいと思ひます。

○測上貞雄君 やはり取り締まるだけではどうにもならないと思いますね。余りにも圧倒的に取り締まる側の人数が少ないとこによつて、駐車違反を取り締まっている間見していく、その人たちがいなくなつたらまたそこに駐車している、言うならばハエ追い行政、取り締まり官が来たらばつと逃げて、いなくなつたらそこへまたハエが寄つてくれるようなハエ追い行政みたいなことをやつていります。それではこの問題は解決しないと思います。とりわけ今大臣が言わされたように、業界からの陳情もなかつたし何もなかつたと言われるならば、

そこで各界の御意見をいただくといふことで発表され、当初、行政制裁金の仕組みを導入するといふことと、行政制裁金の法的な性格がどういうものであるかと法規違反をすべて行政内部で完結するといふ仕組みをとる場合に、行政制裁金の徴取はいわば一種の行政処分でございますが、その行政処分に対する不服申し立ての仕組みをどうするか。これは大幅膨大な数になることが予想されますが、その不服申し立ての仕組みをどうするかという問題でありますとか、それから交通法規違反の中での部分を行政制裁金とし、どの部分を罰金とするかについての振り分けの基準がどうなるかという点等、もう少し詰める必要のある問題が出てまいりましたので、今回はこの部分は見合わせるということにしたものです。

しかしながら、私どもはこのような考え方自体はいろいろ各方面の御賛同をいただいているものと存じます。今回の新聞論調の中でも、この行政制裁金の部分については必ずしも賛成でないところが幾つかございました。その点はまだ詰めた上で、その実現の方向で検討を続けていたと考えているところでございます。

それから保管場所の確保等に関する法律の交通局試案と御提案を申し上げております法律案との差で一番大きな点は、軽自動車の保管場所確保義務の履行を確保するための仕組みとして、現在の登録自動車と同じように車庫証明制度を導入することとしたらどうかという考えを発表したところでございます。

しかしながら、これもいろいろ検討を進めてまいりました過程で、現在の登録自動車は、運輸省の管理しております自動車登録ファイルに登録するという事務を前提として、車庫証明を添付しない登録自動車については登録をしない、つまりナンバープレートを与えないというようなわざ不公平な総合的な積極的な施策といふふうに感じられます。ただ、行政制裁金の仕組みを導入するといふことと、行政制裁金の法的な性格がどういうものであるかと、行政制裁金といふことでありますから、二度とこのような誤りを犯してはならない。したがつて、行政が後手に回ることによつて大きなツケをどこが払わなきやならないか、このこともだんだん明らかになつてきたと思うわけであります。

したがいまして、今はまだ私は地方の都市は間に合つと思うんですよ、今なら、東京、大阪に比べて、今行政が積極的に打つて出ることによって間に合うと思うんですが、どうか大都市圏でなく政令都市、県庁所在地等も含めて拡大実施していくべきではないのか、適用地域を東京二十区と大阪市といふふうに限定をするのではなくて、今申し上げましたように拡大をしていくべき

そこで局長、マスコミはかなり四月九日は評価も違つてきただとかということに実は疑問を抱きます。

そこで局長、マスコミはかなり四月九日は評価も違つてきただとか、それから以降日がたつにつれてどうも論調なども変わってきましたし、やはり四月九日に提案されました問題と、それ以上に今回どこが具体的にどのように評価されるでありますかね。もし四月九日に試案として提案されたものが今回ではなくつたとしても、これから以降駐車戦争に対する行政が取り組まなければなりません。

そこで局長、マスコミはかなり四月九日は評価も違つてきただとか、それから以降日がたつにつれてどうも論調なども変わってきましたし、やはり四月九日に提案されました問題と、それ以上に今回どこが具体的にどのように評価されるでありますかね。もし四月九日に試案として提案されたものが今回ではなくつたとしても、これから以降駐車戦争に対する行政が取り組まなければなりません。

そこで局長、マスコミはかなり四月九日は評価も違つてきただとか、それから以降日がたつにつれてどうも論調なども変わってきましたし、やはり四月九日に提案されました問題と、それ以上に今回どこが具体的にどのように評価されるでありますかね。もし四月九日に試案として提案されたものが今回ではなくつたとしても、これから以降駐車戦争に対する行政が取り組まなければなりません。

そこで局長、マスコミはかなり四月九日は評価も違つてきただとか、それから以降日がたつにつれてどうも論調なども変わってきましたし、やはり四月九日に提案されました問題と、それ以上に今回どこが具体的にどのように評価されるでありますかね。もし四月九日に試案として提案されたものが今回ではなくつたとしても、これから以降駐車戦争に対する行政が取り組まなければなりません。

す。ではないかと考えます。ただ、大阪、東京でやれば全国どこでもやれるという考え方には立つと思いませんけれども、例えばそうであるならば具体的に年次などを切りながら拡大していくのかどうか、そこらあたりの考え方についてお伺いしま

○政府委員(金澤昭雄君) 現在の交通問題が取扱い  
締まりだけで解決をするというふうには全然考え  
ておりません。これはもう先ほどお答えを申し  
上げておりますとおりでございます。総合的な対  
策が本当に必要だということ、これはもう各省警  
とも、また国民全体もそういう認識で今おるもの  
と思います。私どももそういうことで取り締まり  
は事故防止の一つの方策ということで、現在警察  
庁でもめり張りのある取り締まりとすることを頭  
に置きましてやっておるというのが現状でござい  
ます。

また、今の自家用車の車両の間隔の商用化や取り

問題であります。東京二十三区と大阪市といふうに今考へておりますのは、これは非常に現在駐車が問題になつて一番深刻化しておるという地域をまず当面とらえて、そこから適用してまいりたいといふ考え方でございます。したがつて、これはもう今後必ずそれ以外の大都市また地方の都市へと逐次拡大していくべきものというふうに考えております。

御参考までに申し上げますと、現在のこの保管場所法につきましても、昭和三十七年に制定されたわけでございますが、その制定当時におきましては六大都市に適用といたることになつております。その後、ずっと年月を経まして、現在では五百五の村を除くすべての地域にこの適用の地域が拡大されておる、こういう現実もござりますので、今御提案を申し上げておりますこの法案は逐次そういうことで拡大していきたいというふうに考えております。

○瀬上貞雄君　それでは、具体的にお伺いをいたいわけですが、地域交通安全活動推進委員について、その目的、活動、それから配置人員、

具体的にだれが決めていくのか、決めればやると思うんです。  
が、解任権といいましょうか、それから手当はどうな  
のぐらいなのか、権限はどのような権限を持たせ  
ていいこうとしているのか、その活動というものがな  
ど、運営などと違反の密告制みたいなことになつては  
ならないと思いますから、それはやはり現状の駄  
車場の絶対量の不足等から考えていきますと、な  
なり指導面の強化ということも必要であります  
し、どのような人物をどのような場所で具体的に  
どう決めていくのかお知らせ願いたいと思いま  
す。

○政府委員閣板諸君、地域交通安全活動推進委員につきましては、御提案中の道路交通法の一部を改正する法律案の百十四条の五のところでお尋ねのこととしているものでござります。

て住民の理解を深めるための運動の推進その他地域における交通の安全と円滑に資するための運動で国家公安委員会規則で定めるものを行う。」こういうことでございますが、これは具体的には、現在各商店街でござりますとかいろいろなところで駐車対策協議会とかそういうようなものも設けて、自主的に駐車の問題でありますとか道路にいろいろなものを放置しないようにといふこと

とで運動をされておられる方々がござります。このような運動の推進役をお願いしたいという考え方でござります。でございますから、いかなる権限もといいますか、一般の方々と異なるような権限を持つていただくというのではございません。すべて一般の方々がやつていただけることをその進歩としてお願いしたいということでおいえます。

それから、任命と解雇の関係でございますが、これは國家公安委員会がいろいろな方々の御意見を、それからそういうボランティア活動の実績等を勘案して委嘱をするという考え方でございまして、さまざまなもの地域の交通の状況について知

識を持つておられる方にお願いしたいと考えております。委嘱は各都道府県の公安委員会でござります。それから解嘱の方でございますが、これもその職務を怠ったときでありますとか、地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたときでありますとか、この法律案の定めるところの要件に該当することとなったときに解嘱ということで、恣意的な解嘱ということはあり得ないといいう考え方でございます。そのほか委嘱の手続等につきましては国家公安委員会規則で定めるところとしております。

それから地域交通安全活動推進委員は名譽職と

○渕上真雄君 大体目的と性格についてはわかりましたけれども、やはりそれらのかなり多くの是給するということは可能でございますが、給料といふものを受けた職といふことは考えておりません。

言にかかる仕事といいましょうか、したがつてその推進委員と言われる方々の仕事の持つてある目的というものはかなり政策にかかるような問題も含めて提言をしていくようなことを今お述べになりましたけれども、そうすると、県の公安委員会が主にそういう人たちの人選を含めてやられるという場合に、結局都市機能や道路交通の機能や道路のそういう施策に対するいろんな意見今まで

述べようとなれば、かなり行政の中に物をはつきり言えるような方々でないとだめだというふうに考へる。私は実は現場で御苦労なさつてゐる警察官の方々の多少民間における老後の保障のためにいましようか、そういうことで嘱託なんかをして一定の期間生活を保障していくような、そういうような性格と思つていたのですから、なるほどなどと今改めて違う感じを持つてゐるところであり

結局その人事にそういう広い見識を求める上するならば、県の公安委員会ということだけではなしに、やはり市町村長がそういうところに施策の問題だとかいろんな意見を述べられるような形となります。

いうものをつくっていくことが、交通問題論題といふのは地域の行政もしつかりやつてもらわなきゃならない問題でありますから、信号機一つつけようということにしても道路上の問題についてはそれでそれぞれの地域の人々の生活にかかる問題だとすれば、ここで提言をしていく問題については地域の問題に対しても責任を持たなければならぬ。こういうふうに思うわけです。ただ取り締まりだとかそういうことではないんだとするならば、結局そういう委員会並びに協議会の活動について各市町村長が意見を述べるというか、そういうようなことを考えるべきだと思いますが、どういう認識でござい

○政府委員(閔根謙一君) 提言等は、地域交通安全全活動推進委員協議会は、地域交通安全全活動推進委員の活動に関し必要と認める意見を警察署長に申し出ることができるということでございまして、警察の事務全般について推進委員が意見を述べ

そこで、その委嘱に当たつて市町村の意見をいろいろな意見を聞いて決めたらどうかとのことであるといふことは予想しておりません。あくまでその地域における適正な駐車のあり方でありますとか道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進役ということでございまして、そこまでございまして、その過程でいろいろ御意見を見も出てまいるかと存じますが、それはあくまでその地域における駐車問題あるいは道路の利用の仕方と申しますか、要するに放置物件をどうするかといったようなことについての御意見といたしまして、余り都市機能の問題でございませんとか、およそ警察行政と関係のない分野についての御意見をここで伺つて、それをその機関に取り次ぐというようなことは考えておません。

○渕上貞雄君 結局、違法駐車問題というのは、ただ単に警察行政にかかる問題だけではな  
どでございますが、いろいろ関係の方々の御見  
聞を伺つて委嘱することとしたい、そのように考  
えているところでございます。

に、広く国民の生活の安全だと、スムーズな生活をどうやって營んでいくかという場合に、今最大の障害が交通事故問題や違法駐車問題になつてゐるですから、そういう問題を、警察の取り締まりだけでは限度があるとするならばそこの地域住民の方が一体となつて物を考えていくというようなことを考えてしかるべきだと私は思つてゐます。そうすると、ただ単に非常に狭義に解釈するんではないに、そういうところに例えれば市町村長を入れておくことによつてその行政もしっかりと考へていただく、こういうような推進委員協議会に高めていくことこそが実効性があるといふふうに思つてありますけれども、そこら辺の認識についてはいかがございましょうか。

○政府委員(金澤昭君) 地域の交通安全につきましての幅広い行政面と警察行政との接点は、現在も各警察署または各都道府県警察本部が県の知事部局でありますとか市町村のそれぞれ交通対策を担当しております部局であるとか、そういうところと常に現場的に連絡をとりまして、総合調整的なそういうことでやつておるわけでございま

す。

今回提案を申し上げております推進委員は、非常に地道などといいますか、先ほど交通局長が説明しましたような具体的な活動をお願いしようといふことでござりますので、地域全体の交通に関する面は、またそれぞれ地方公共団体と警察といふような形で十分に連絡をとりながら大きな意味での政策に反映させていきたい、これは地域の道路使用の実態を警察とともに連絡をとりながら具体的に現場で解決をどうしていくか、こういうこととござりますので、ちょっと考えておるボイントが今のような具體的な問題だということで御理解をいただきたいと思います。

○測上真雄君 私はやはり人材を含めて広くその地域で信頼のある方の提言といふものは必要だと思ひますから、でき得れば市町村長の方々が意見を述べたりいろんなことができるような措置といふのはひとつ考えいただきたいと思ってゐる

ところであります。

次に大臣にお伺いしますけれども、第五次総合交通安全施設等整備事業五ヵ年計画について、今までの道路交通環境の認識というものについて

は、ほぼそうち意見の違ひはないと思うわけでありますが、さらに積極的に推進すべきは、第二次交

通戦争と言われている一万人以上の交通事故の死者等が出たり、駐車戦争と言われているような

新たな問題が出てきたわけですから、交通安全法や違法駐車など車社会の弊害で起きているこ

れらの実態をこれ以上もう悪化させない、こういふ意味ではこの事業五ヵ年計画を量的にも質的に

もきっちり拡大充実をさせていくことこそ今最も

車庫法や道交法の一部改正に伴つて国民に示すべき決意と方策であらうといふふうに私は考えま

す。

したがいまして、道路と車と人との関係をどう

安定的に安心したものにしていくか、そのためにはやはりそういう施設における整備といふものは

非常に重要なことであろうといふふうに考えます

ので、大臣の御所見をといたいよりは、こうしたい

という決意をひとつ述べていただきたいと思いま

す。

○國務大臣(奥田敬和君) 新五ヵ年計画に対する

それぞれの事業計画の詳細については政府委員からまた説明させていただきますけれども、平成三

年度から新五ヵ年計画が策定されることになります

す。これに当たりまして今先生が御指摘されたよ

うに、この現在の現状打開のためにはマンパワー

の限界がございます。したがつて施設の充実とい

うことは当然でござりますけれども特に感じま

すことは、夜間の事故件数が非常に多くなつてお

る。夜間の死亡事故の原因といふものを追及してお

ます。まして、こういった形を観測する、いわゆるテレ

ビなんかを利用したり、あるいはスピードが出て

いると、おまえ出し過ぎだとかといふ形でそこに

警告表示がちやっと出るようだ、そういう形の

夜間事故増加を防止するため、異常なスピードで走つてある形をすぐ警告、予告して抑止していく、注意するというようなシステムも導入することとも考へたいと思つております。

それで、違法駐車に関するいろいろなシステムで、例えば角々のいわゆる危険、悪質、迷惑、そ

ういった形の駐車に対しても、もう主要点に配置してあるテレビ映像で直ちにキャラチして、そこ

でスピーカー音声ですぐ注意するというような形で、テレビカメラなんかを利用したり、あるいは周辺でのモニターの、そういう形の皆さん協

力を得ながらやつっていく。

今言いましたように、もうめり張りのきいた駐車違反に対する警告、ともかく今日のこれだけ発達している時期ですから、マンパワーを補うため

に、そういういろいろな形でいわゆる違法駐車の抑止システムも少し今日の科学技術を導入した

形の中でやつていくとか、あるいは最近はパソコンでも小さい手帳型にもう数百万台の登録なんか

もキヤッチャできるくらい発達しているわけですから、あいつた婦人交通警官と申しますか、そ

いつた形にも、これがいわゆる盗難車両であるとか、あるいはあれだとかといふ形がその場ですぐ

ある程度できるようなシステム開発も今できて、既に一部これを使用しておりますけれども、いわゆる同じ駐車違反の取り締まりでもそういう機

器も利用し、悪質で、危険でしかもそれがもう盗難車両に付隨して次の犯罪を生むという形の防止

にも役立つようなそういうたきめ細かな安全政策

というものを取り入れて充実してみたいなと思っています。

○測上真雄君 そういう近代的な人プラスアルファで設備をしていくには余りにも予算が少ないな

といふふうに思ひますが、その点大臣、どう思ひますか。

○國務大臣(奥田敬和君) 新五ヵ年計画策定に当たっては、特に今日のこういった違法駐車も含

む交通実態については、認識はまさに政府として

も一本というか現状認識の重大さについては全く

一致しておりますので、この点については新五ヵ年計画の中での予算面に関しては最大の努力をして、そういう御批判にたえるようには置き

てまいりたいと思つております。

○測上真雄君 ちょうどあわせまして第五次交通

安全基本計画も策定されるようになつていますから、その問題等含めて相互協調をさせていきながら、実力大臣でござりますから、実力と、いうのはや

はり予算とのかかわりでござりますから、国民の安全を守るという立場でそういうことをやつて

いただきたいというふうに考えておるところであります。

次に、駐車対策の立ちおくれについての対策について、都市計画とか商店街の活性化とか駐車場の条例の制定促進とか大規模供給団地、住宅地域における立地条件の緩和等公共施設に対する

計画といふものについて総務省、建設省、どういふうにお考えなのか、お示し願いたいと思いま

す。

○説明員(内藤勇君) お答えします。

駐車対策につきましては、先ほどお話を出しました交通対策本部におきまして昭和六十三年七月の

「大都市における道路交通円滑化対策について」

に基づき鋭意推進してきたところでございます。

しかししながら、現下の駐車の実態にかんがみまし

て今後とも本決定の対策を強力に推進していくと

ともに、この駐車問題の取り組みを緊急かつ総合

的に実施することが必要でございますので、本年

五月二十八日、交通対策本部におきまして「大都

市における駐車対策の推進について」を申し合わ

ましては、駐車情報提供の充実あるいは違法駐車

防止に関する広報の各対策を推進することとした

としてございます。

具体的には、これも先ほどお話をありました

が、違法駐車抑止システムの整備の促進あるいは

車庫の確保、パークィングメーターの設置あるいは附置義務駐車場の設置基準の見直し、こういったものを内容といたしまして実施することといたしております。

今後とも各省庁と十分連絡をとりながら本申し合せの実現方にについて努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○説明員(安達常太郎君) お答えいたします。

自動車駐車場は道路交通の円滑化を図るとともに、都市における中心市街地の活性化を図る上で極めて重要な施設であるというふうに認識しております。

今日、違法路上駐車問題に見られるように、駐車場の整備が自動車交通の増加に追いついていないのが現状でございます。一方では駐車場の整備が用地確保の困難、採算性の問題等により、より困難になってきている状況にござります。このため今後は有料道路融資等の活用、都市の再開発とともに建設省の方にお伺いしますけれども、駐車場の整備が自動車交通の増加に追いついていないのが現状でございます。一方では駐車場の整備が用地確保の困難、採算性の問題等により、より困難になってきている状況にござります。このため今後は有料道路融資等の活用、都市の再開発と

車庫の確保、パークィングメーターの設置あるいは附置義務駐車場の設置基準の見直し、こういったものを内容といたしまして実施することといたしております。

○説明員(安達常太郎君) お答えいたしました。

自動車駐車場は道路交通の円滑化を図るとともに、都市における中心市街地の活性化を図る上で極めて重要な施設であるといふに認識しておられます。

今日、違法路上駐車問題に見られるように、駐車場の整備が自動車交通の増加に追いついていないのが現状でございます。一方では駐車場の整備が用地確保の困難、採算性の問題等により、より困難になってきている状況にござります。このため今後は有料道路融資等の活用、都市の再開発と

の都市機能とかそういうものを考えていく場合に、車というものを再度建物を建てていこうとするときにきつたり入れていくということを考えようと考えておるわけでございます。しことの方が今の社会に合っているのではないかとおられるのかお伺いをしたい。

それから駐車場法というものをつくって以来、具体的には各市町村における条例の制定をするごとによって、これらの問題といふものが地域の問題としてかなり駐車場問題そのものについての認識といふものを新たにするとと思うんであります。が、その条例の促進状況というんでしようか、進んでいないとすればどちら辺に障害があつてその問題を申し上げます。

○説明員(島崎勉君) 駐車場に関する建築基準法上の扱いでございますが、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域におきまして駐車場の規模の規制がございます。これは住宅に付随する、たた五十平米という規制につきましては、マンションの方々がみずから使う駐車場につきましては建物全体の三分の一までというようなことでございまして、今先生お話しございました

○説明員(島崎勉君) 駐車場に関する建築基準法上の扱いでございますが、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域におきまして駐車場の規模の規制がございます。これは住宅に付随する、たた五十平米という規制につきましては、マンションの方々がみずから使う駐車場につきましては建物全体の三分の一までというようなことでございまして、今先生お話しございました

○説明員(島崎勉君) 駐車場に関する建築基準法上の扱いでございますが、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域におきまして駐車場の規模の規制がございます。これは住宅に付随する、たた五十平米という規制につきましては、マンションの方々がみずから使う駐車場につきましては建物全体の三分の一までというようなことでございまして、今先生お話しございました

特定の建築物のための駐車需要に対する駐車施設は、原則としてその建築物に附帯して設けるべきであり、駐車場法におきましても、建築物の新増築の際の駐車場の整備に対し地方公共団体が条例によりその建築物の規模に応じて駐車場の附設を義務づけることができるものとされているところでございます。

建設省いたしましては、都心部における近年のモータリゼーションの進展に伴う駐車需要の増大に対応して、先般六月十一日付で新しい附置義務基準を地方公共団体に通達し、駐車施設の附設を義務づける建築物の床面積の下限を一千五百メートルから、都市の人口規模に応じて一千五百メートルから一千平方メートルに引き下げたところでございます。

条例の制定状況でございますけれども、平成元年三月三十一日現在、全国百三都市で駐車場附設義務条例を制定しておりますが、この条例に基づき、同じく平成元年三月三十一日現在、約六十九万台が整備されているところでございます。今回の附置義務基準の見直しを契機にさらに未制定の都市につきましては制定していくよう強く指導させていただきたいといふに考えております。

なぜ条例が未制定なところがあるかということをございますけれども、それぞれの公共団体で一生懸命取り組んでおるわけござりますけれども、何分国民に義務を課すということをございまして、地域住民あるいは市民のコンセンサスを得ることにおいて個々の公共団体における取り組みに若干のずれがあるといいましょうか、そういうことだらうといふに考えております。

○説明員(安達常太郎君) 新しい条例でございまして、この辺の法律を改正していかなければならぬといふように考えておるところでございます。

それから限られた土地に限られた建物を建てる場合に、このお話を申し上げたときに私は車を持っていないんで余り関係ないみたいな話をされましたが、そういう認識では今の社会は通用しないんじゃないでしょうか。ですから私は、今

合におきましては、約三倍の駐車施設を整備すべきものとなつております。また、人口百万人以上の都市では約二倍の駐車施設を整備すべきものとされています。附置義務制度は建築物の新增設の際に適用されるものでございますので、都市全般で見てみますと、建築の建築の速度に合わせてなかなか効果があるものと期待しております。

○説明員(安達常太郎君) 通産省お見えでしようか。——それは、今回の法改正に伴ういわゆるメークーの責任といいましょうか、そこまで言たら言い過ぎになるかもしませんが、製造業者の社会的な責任というのも、これから先車社会が拡大するこ

とによつてあらわれてくる新たな問題ではないだろか、そういうものを指導する場合に、交通事故の問題の車に対する安全性の確保というのも、これはこれから先非常に重要な——せんだつてN H K のテレビで西ドライブでしたでしようか、ああいうテレビの放映もあって、事故と車の安全性の基準等の問題についても、かなりメークー側の言

うならば欠陥商品に対する問題等も含めて、ただつくり、売るというだけではなしに、それを使う側がいかに安全で安心して乗れるものをつくるなければならない、こういうことなども含めて、かなりメークー側の言

うをしたい。

二つ目には、五月四日の朝日新聞に載つております東京都の清掃番の中間答申にありますように、ごみ処理の責任の明示で発生源の責任という問題をかなり大きく新聞で報道されておりましたけれども、これらのこととあわせますと、最終的に物が廃棄物となるときの処理とは若干違いますけれども、車を利用する側、利用する場合に駐車場不足と言つていいんでしょうか、逆に言うならば、車を購入し企業活動をすることによって、な

おかつ駐車違反のところに違法駐車しなければならないような状況というのが今日のいろいろな業界の活動の中で出てきていると思うんです。したがいまして、そこまで踏み込んで言えるかどうかわかりませんけれども、これから先はそういうことを含めて、利用する途中に発生をする、そういう違法駐車の問題についてそれを緩和していくような考え方といふものを持っておかないと、車を買った人たちが公的であれ私的であれ、使おうとするときに十分に使われないような状況の中で、たまつくり、売るというだけの発想ではどうもいけないのではないかというふうに考えるわけでありますけれども、そこらあたりの認識について通産省としてどのようなお考えを持っておるのか、御質問したいと思います。

○説明員(鈴木孝男君) お答えいたします。

現在の交通事故の増加あるいは交通事故の防止の必要性、これにつきましての認識は、先生の御指摘のような認識につきまして自動車メーカーも十分認識していると我々は思っております。自動車業界も、従来より交通事故防止のために、交通安全キャンペーんの実施あるいはドライバーに対する普及活動の実施につきましては真剣に取り組んできた。また車両の安全性につきましては、これは運輸省の基準を十分全うするよう、さらには最近おきましたは、自動車ユーチャーの安全に対するニーズにこたえるために、エアバッグシステムとかあるいはアンチロッドブレーキなど、安全装置をユーチャーの希望に応じて装着できる、そういう車種の拡大についても取り組んでおるところでございます。また、自動車メーカーの団体でございます日本自動車工業会につきましては、本年二月に新たに交通安全特別委員会を設置いたしまして、業界としての交通安全問題への取り組みにつきまして、さらに從前以上に真剣に取り組む。その活動の一環いたしまして、本年六月には欧米におきまして、この間のNHKのテレビにもござりますようなど、ういしたことござりますので、欧米における交通安全に対する取り組

みの実態を把握するということで、現在調査団を派遣しておるということです。

今後とも、健全な車社会の構築に向けて、自動車業界につきましては私ども十分指導してまいりたい。また先生御指摘のユーチャーがいろいろな面で、違法駐車も含めましてやっている問題につきましても、やはりよりよい車社会づくりのためアッパーするか、これにつきましては、メーカーの段階で、まあ政府の役割というのもござりますが、政府の役割とも連携しながら、メーカーとしましても、やはりよりよい車社会づくりのために貢献する、こういった認識につきましては、通産省といたしましても、引き続き業界の方に指導するようなことをやってまいりたいと思っております。

○瀧上真雄君 そこで、駐車禁止の見直し、道路使用の検討や、結局現在ある限られた道路をどうやって有効に使っていくかという施策の問題、それから駐車場案内だとか誘導システムの問題など、駐車しやすいやうな条件と場所、そういうものを提供していかなければならぬと考えておるわけでありますので、ただ単に駐車違反だと対する防止対策だけをつくるんではなくて、駐車場、そういう防止対策だけをつくるんではなくて、駐車しやすいやうな条件と場所、そういうのを提供していかなければならぬと考えておる

に、かなり強力に、企業活動に対する、その車の使用に当たってのモラルの向上等に努めてまいりたいこととありますけれども、企業活動そのものが、ある程度都市機能に対する、違法駐車に対する、そういうものも含めて考え方を一新させなさい限り、この問題は抜本的に解決できないのであります。したがって、物流、配達の問題だとか業界の問題だとか業界の指導だとか業界の責任だとかいうものは、大体それがそのままお話を出でおるとおりであります。で、これが、なかなかつくるんじやないかというふうに思はんのですよ。ですからそういうことなどを含めなければ、少しはやっぱり地方自治にそういう権限を与えることの方がかなり地域のモラルといふのは高くなつてくるんじやないかというふうに思はんのですよ。ですからそういうことなどを含め、親分を捨ててというようなことじやありませんけれども、少しあはねであります。それにあわせまして、これはひとつ御検討願いたいと思います。

○政府委員(金澤昭雄君) まず、駐車の問題の解決方策の一つとして、駐車スペースの拡大、これは先ほどお話を出でおるとおりであります。で、駐車場スペースの拡大をそれぞれの分野で図つていかなければなりません。それにあわせまして、駐車場、駐車スペースへの誘導のシステム、合理的に駐車場の方に車が導かれるようなそういうシステムについても、これはもう本当に前向きに図つてしまいいたいと思います。現在、一部の都市でそういうシステムを実現させて相当効果を上げておるというところもありますので、これを全国的に効果的に推進してまいりたいと思います。

去る五月二十八日の「大都市における駐車対策の推進について」、交通対策本部の申し合わせというこの「秩序ある駐車の推進」というところに、(2)で「法改正の検討」、その駐車対策問題について総務省はこれはかなり思い切つていろんな提言をしておりますから、どうかこれが実現できれば、これからあと、いろいろお話をありました中で、企業の問題につきましては、私ども事務の取扱い、渋滞の状況、こういうものの実態を知つておる立場から、企業なりそれぞの立場の方面の人の方へ実態についての啓蒙活動をしていきた

の署長となつていますけれども、その権限を市町村に与えることによって、だれがどこでどういうところに持つてあるかというのを全部管理しているのは市町村でありますから、そういう権限の移譲等についても考えていくべきではないか。そ

うことでありますので、この各省庁の総合対策、横の連絡を十分にとりながら積極的にやってまいりたい。こういうふうに考えております。

○政府委員(関根謙一君) 車庫証明の仕組みを市町村にやらせることがありますので、この車庫証明の仕組みは、いわば駐車対策の一環といふことで、本来警察の見なければいけない事務であるといふうに考えております。

○政府委員(関根謙一君)

車庫証明の仕組みを市町村にやらせることがありますので、この車庫証明の仕組みは、いわば駐車対策の一環といふことで、本来警察の見なければいけない事務であるといふうに考えております。この車庫証明の仕組みは、いわば駐車対策の一環といふことで、本来警察の見なければいけない事務であるといふうに考えております。これが、それのみならず、これは要するに現場に赴いてチェックをするという作業でございまして、かなり人手を要することです。そこで、警察が行なうことが適当ではないかということで現在の法律がつくられたと聞いております。

○瀧上真雄君 局長、それだけきつちり現場に行って確認して、なおかつ車庫飛ばしがあるわけでも、親分を捨ててというようなことじやありませんけれども、少しあはねであります。それにあわせまして、これはひとつ御検討願いたいと思います。

最後の質問にしたいと思います。総務庁お願いします。

去る五月二十八日の「大都市における駐車対策の推進について」、交通対策本部の申し合わせというこの「秩序ある駐車の推進」というところに、(2)で「法改正の検討」、その駐車対策問題について総務省はこれはかなり思い切つていろんな提言をしておりますから、どうかこれが実現できれば、これからあと、いろいろお話をありました中で、企業の問題につきましては、私ども事務の取扱い、渋滞の状況、こういうものの実態を知つておる立場から、企業なりそれぞの立場の方面の人の方へ実態についての啓蒙活動をしていきた

今申し上げました法改正を検討するということは、どういものをどの省庁で改正をして、どう

いうふうに具体的に資していくこととしておるの

か、考え方を説明をしていただきたい。

○説明員(内藤勇君) お答え申し上げます。

本申し合わせ中にございます「法改正の検討」につきましては、メーンは今回御審議いただいております道路交通法、そして自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正がその内容でございま

す。その他の部分につきましては、今後さらに駐車対策のために必要がございますれば各省庁におきまして関係法令の見直しの可能性等について検討を進めていくということにしているものでござい

ます。

○岩本久人君 私に与えられております時間は一時間十分であります。時間の制約もありますので、ただいま測上委員の質疑の中で触れられた部分については約七、八項目省略をしたいと思つておりますので、よく聞いておいてください。お願ひいたします。

まず最初に、自治大臣に申し上げたいと思ひます。先ほど来からの大臣の御答弁、本委員会の中心テーマである駐車違反を含む駐車場の問題について自治大臣は、現下の極めて深刻な現状認識を述べられ、行政の怠慢であったということを率直に謙虚に認められ、そして各省庁が危機意識を持つて英知を結集して全力で取り組むと、こういうことを言わされました。心から敬意を表したいと思ひます。ありがとうございます。

そこで、まず建設省に伺いたいと思ひますが、車の保有台数と駐車場の台数の推移、二十年前、十年前、現在、どのようにになっているか伺いたいと思います。

○説明員(安達常太郎君) お答えいたします。

建設省で統計的に把握しております駐車場は四種類ございます。都市計画駐車場、届け出駐車場、附置義務駐車場及び路上駐車場でござります。

この容量でございますけれども、自動車の保有台数と比較いたしまして、保有台数一万台当たりで見てみると、昭和四十三年度末で保有台数一万台当たり百三十二台分でございます。十年前の昭和五十三年度末で二百二十九台分、昭和六十三年度末で二百七十三台分でございます。昭和六十一年度末では二十年前と比較して約一・七倍、三十年度末では二十年前と比較して約一・二倍となっております。

○岩本久人君 いろいろな法律に基づいて駐車場も区別されているということですが、今後まさに社会問題になつております駐車場問題を解決していくための基本的なデータとして今言われたような数というは非常に重要な意味を持つと思うんです。その意味で、今後そういうことについてはどうかと思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(安達常太郎君) 今申し述べましたところでは、建設省で統計的把握可能な駐車場としてさきの四種類、都市計画駐車場、届け出駐車場、附置義務駐車場、路上駐車場の分類に従いましてその整備台数を把握しているところでござります。平成元年三月三十日現在、この統計が全国で約百四十四万台が整備されているところでございます。しかしながら、先生御指摘のとおり民間で専用的に利用されている駐車場や小規模な時間貸し駐車場、これは五百平方メートル未満でございますけれども、統計的に把握できておりません。今後これらの整備量に関しましては、地方公共団体でそれぞれの都市の駐車場整備計画の策定のための調査を行つておりますが、今後はこれらの調査を活用して駐車場整備量の実態の把握に努めてまいりたい、できるだけ現実の姿に近いものにしてまいりたいといふように考えております。

○岩本久人君 駐車場法の五条五項に基づいて、いわゆる路上駐車場の問題といふのはあくまでもこれは暫定だと、こういうふうに私は思うんですけどは今後一層計画的、積極的に整備を促進すると

が、このことについての建設省の最近の考え方とは、変わったというふうに受け取れる向きがありますが、それはどうしたことになるんですか。

○説明員(安達常太郎君) 先生御指摘のとおり、路上駐車場というのは駐車場法上路外駐車場が整備されるまでの暫定的なものとして位置づけられておりまして、整備台数は昭和六十三年度末現在で一千六百九十七台分、これは全国でございます。

けれども整備されてきておりまして、年々減少しておりますのが現状でございます。

○岩本久人君 去る五月二十一日に発表された駐

車場整備三ヵ年計画、先ほども触れられておりましたので重複はやめたいと思うんですけれども、

その目標が五万台とということですが、現状の認識からすればかなりそれは目標としては低い、こう思ふんですが、その点についての見解を伺いたいと思うんです。

○説明員(小野和日児君) 建設省いたしましては、従来から公共的な駐車場に対しまして有料道路整備資金あるいは道路開発資金などの道路事業を中心としたしました無利子や低利子資金の融資制度によりまして整備促進を図ってきたところでございます。最近の路上駐車実態等を踏まえまして、これを一層計画的に積極的に促進するため、この融資制度を活用して整備される駐車場を制度によりまして整備促進を図つてきたところでございます。最近の路上駐車実態等を踏まえまして、これを一層計画的に積極的に促進するため、この融資制度を活用して整備される駐車場を昭和六十二年から平成元年度まで過去三年間で三万台を整備してございますので、これを平成二年から三ヵ年で倍の六万台を目標として整備しようというものです。

○説明員(小野和日児君) 先生おっしゃるように、確かに六万台というの

は駐車実態からすれば少ないわけでございますけれども、これに加えて平成三年度から第五次交通

安全五ヵ年計画が始まりますが、その中でも駐車場の整備を進めていくということで現在検討中でござります。駐車場は御承知のように民間が中

心でございまして、公共的な駐車場といったしましては私どもが助成しているこういったものがあるわけでござりますけれども、この六万台の整備目

標は今後一層計画的、積極的に整備を促進すると

いう第一歩だというふうに考えております。

○岩本久人君 都市計画法上の駐車場に対する融資の問題ですが、先ほども触れられました交通対策本部の申し合わせ、建設費の四割の無利子貸付制度がある、これを拡大していくという考え方のようなんですが、具体的にどのような融資規模を

やすのかお伺いをしたいと思います。

○説明員(安達常太郎君) お答えいたします。

駐車場の整備に当たりましては、従来から公共と民間の役割分担のもとに進めておりまして、これまでに整備されております時間貸し駐車場にありますては全体の約八割が民間によるものでござります。しかしながら、近年都市部の地価高騰等によりまして民間による駐車場の整備の進展に陰りが見られるため公共側による整備の重要性も高まってきておるところでございます。

○説明員(安達常太郎君) このため広く市民に利用される公共駐車場においては、駐車場整備に関する官民の連携を強

化し、道路開発資金等の既存の融資制度の充実を図り、駐車場整備を推進してまいりたいと考えております。また、再開発事業等においては、無利子貸付制度とい

てしましては、有料道路融資制度あるいはNTTの

都市の活性化を図るため、駐車場の整備についての助成の充実に努めてまいりたいというふうに考

えておりまして、このため広く市民に利用される

公共駐車場整備に対する官民の連携を強化してまいりたいと思っております。

○説明員(安達常太郎君) お答えいたします。

あなたとのところの役割、任務は言うまでもない

ことであります。先ほども自治大臣が言つてお

られたように、住宅を供給するという日の前の課題

身につきましては、今後詰めて要求してまいりた

いというふうに考えております。

○岩本久人君 この際、住宅・都市整備公団にお伺いいたします。

あなたのところの役割、任務は言うまでもない

ことであります。先ほども自治大臣が言つてお

られたように、住宅を供給するという日の前の課題

身につきましては、今後詰めて要求してまいりた

いというふうに考えております。

○岩本久人君 この際、住宅・都市整備公団にお

伺いいたします。

あなたとのところの役割、任務は言うまでもない

ことであります。先ほども自治大臣が言つてお

られたように、住宅を供給するという日の前の課題

身につきましては、今後詰めて要求してまいりた

いというふうに考えております。

○説明員(安達常太郎君) お答えいたします。

つの要因にもなつておろうと思うんです。

そこで、現在までのあなたのところで住宅を建設され、提供されたその実態と、それから駐車場についてはどのような配慮をなされているのか、今後またどのようにされるのかお伺いしたいと思うんです。

○参考人(片山正夫君) まず最初に、現在公団が管理しております賃貸住宅六十九万戸に対しましてお話し申し上げますが、六十九万戸に対しまして駐車台数が約十七万台あります。それから、最近の新規に供給しております住宅の駐車場の設置の状況でございますけれども、この数年、年々増加をしておりまして、六十三年度の供給で見てみると、賃貸住宅につきましては六

二・六%の設置率、分譲住宅につきましては九二・九%の設置率になっております。

駐車場を設置する考え方でありますけれども、まず居住者の車両の保有状況を勘査いたしまして設置計画を立てます。保有状況は、その団地がどこにあるか、都心にあるか郊外にあるかによってかなり差がございます。それからまた、駅のすぐ近くにある場合と駅から離れている場合とでまた差がございます。それからまた、賃貸住宅と分譲住宅という住宅の種類によつても保有状況に差がございますので、これらを見ながらやっていきたいと思います。

ちなみに六十三年の入居者の車の保有率調査を行いましたところ、賃貸住宅につきましては六二・七%、分譲住宅につきましては七五・五%であります。ですから、先ほど御説明いたしました新規供給分は賃貸の場合ですと六二・六%ですかね、ほぼ見合つておりますので、場合によりますと、ある団地では駐車場が余つてある、ある団地ではやや足りないかげんになるというような状況もございますので、これから駐車場を設置します場合は、団地の条件でありますとかそういう状況をよ

く見きわめた上で適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○岩本久人君 次は建設省に伺いますが、例えば東京都の都営住宅はほとんど駐車場がない、こういうことのようですが、全国的にいわゆる公営住宅については今後原則として駐車場設置を義務づける、こういったような指導というのも大胆にお考えでしようか。

○説明員(梅野捷一郎君) お答えいたします。

公共住宅団地の整備の場合に駐車場をいかにすらか、ということは大変重要な課題でございましたて、ただいま公団の方でお話がございましたように、それぞれの団地のいろいろな条件に従いまして駐車スペースの確保には從来から努めてきたところでございます。公営住宅につきましても、例えは東京の都営住宅の場合で、ごく最近でござりますと、多摩ニュータウン等では五〇%程度、それ以外の地域におきましても一五とか三〇%

というようない実情でございます。今後の駐車場につきましては、車と生活の関連度、それ以外の地域におきましても一五とか三〇%という大きな問題といふようなことも勘査しながら全体的に取り組んでいかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

○岩本久人君 以上等を踏まえて、次に、今や全

国的な大変大きな社会問題になっております駐車場、その絶対量をいかに確保するかということについて、私の意見を若干提案を含めて申し上げ、建設省、運輸省あるいは自治大臣、国家公安委員長、警察庁の意見を伺いたいと思うんです。

その視点は二つであります。一つは、法律が定める駐車場といつ一つの規格について。もう一つは、立地の問題です。この二つの視点から、羽田空港を使つております。羽田と出雲空港そして申し上げたいと思うんです。

実は、私は御存じのように毎月平均五往復以上往復しております。つまり毎月十回以上羽田空港から羽田と米子空港を毎月五往復、多いときは八

を通つているわけであります。今回この問題が出されて、私も質問の通告をして約一週間たつんで

六十三年十二月二十二日でございます。第一駐車場の方は、許可をしましたのは平成二年二月六日でございますが、完成は平成二年四月二十四日でございます。

○岩本久人君 この二層化の、わかりやすく言つて二階建ての駐車場の建つてゐる土地の管理責任者はどうですか。具体的にお願いしたいと思いま

す。

○説明員(小坂英治君) この駐車場の事業主体は先ほど言いましたターミナル会社でございますが、土地は運輸大臣が管理しております。

○岩本久人君 先ほどもちょっと触られておりました、が、運輸大臣が主管をする土地にこの二階建ての駐車場を、いつだれがだれに申請をしてそれがどうなつたか、もう一度確認をしたいと思います。

○説明員(小坂英治君) 二層化工事に關しまして、これは日本空港ビルディング株式会社が申請したわけでございますが、承認をしましたのは東京航空局長でございます。

○説明員(岩本久人君) ここにその二階建て駐車場の前面に見えるのが第一駐車場、ここはかなり広いものであります。それから、国際線の近くに第二駐車場があつて、両方で約三千台収容されるというんですですが、これの具体的な規模、それから二階建てが建築をされたんですが、建築をされた時期について、まず運輸省にお伺いいたします。

○説明員(小坂英治君) お答えいたします。

現在、羽田空港、いわゆる東京国際空港を羽田空港と言つておりますが、先生御指摘のターミナルの駐車場は現在二層化をしておりまして、その件であります。しかし、第二駐車場は国際線ターミナルビル前でございまして、規模は八百四十台、第一駐車場、これは国内線ターミナルビル

前にございますが、二千百六十台という規模でやつておりますが、第二駐車場は国際線

建設省、運輸省あるいは自治大臣、国家公安委員長、警察庁の意見を伺いたいと思うんです。

その視点は二つであります。一つは、法律が定める駐車場といつ一つの規格について。もう一つは、立地の問題です。この二つの視点から、羽田空港を使つております。羽田と出雲空港そして申し上げたいと思うんです。

先生からお示しをいたしましたこの羽田の駐

車場につきましては、六十三年十一月十八日に承認をしまして建設したものでございます。完成は

六十三年十二月二十二日でございます。第一駐車

場の方は、許可をしましたのは平成二年二月六日でございますが、完成は平成二年四月二十四日でございます。

○岩本久人君 第二駐車場につきましては、この二層

化工事につきましては六十三年十一月十八日に承認をしました。

○説明員(鈴木俊夫君) お答えをいたします。

まず一般論といたしまして、いわゆる簡易立体式駐車場が建築物に該当するかどうかということについて御説明を申し上げます。

建設省といつしましては、地震、火災等に対する安全性をチェックする、あるいは居住環境の確保といつたような面から特定行政庁に対しまして、文書照会に対する回答などを通じまして、屋根及び柱または壁を有し、土地に定着する工作物で、自動車庫の用途に供するような建築空間を有するものは建築物に該当するという見解を示し

てきたところでございます。

先生からお示しをいたしましたこの羽田の駐

車場の函面を拝見いたしますと、建築物に該当するおそれがあると思われますが、個別具体的な件につきましては、第一義的には特定行政庁でござります。

この場合は大田区でございますが、大田区が判断すべき事柄でございまして、大田区におきましては、現在、建築物ではないかとの疑いを持ちまして調査中でございますので、その調査結果を待ちたいと存じます。

○岩本久人君 建築の確認申請というものは現在全国的に國の地方への機関委任事務ですから、個別の案件はここで明確に言い切るということはないがなものかということでそういうことになつたと思うんですが、だれが考えてみても自動車が二階に六百台入つておるわけですから、これを建築物でないということの方がとても無理があるということ。しかも二年も前からそのままほうつっている。

ことしの問題についても建築基準法の第六条に基づく申請をしていなかつた、こういうことですね。この六条に基づく確認申請をしなかつた場合には第九条では使用禁止を含む行政措置がある、また九十九条では届け出をしなかつたこと自体も含めて二十万円以下の罰金だ、こういう厳罰にするといふのです。そういうものが今まで放置されていたということ 자체が実は大変な驚きなんです。

大田区は設置主体者に対する呼び出しをかけて、そしてそれの事情聴取はいつごろある予定ですか、お伺いいたします。

○説明員(鈴木俊夫君) お答え申し上げます。大田区の方では一昨日関係者を呼び出しまして、明日事情聴取を行うというふうに聞いております。

○岩本久人君 聞くまでもないことかもわからぬのですが、税務局長もおられますから、あの建物は固定資産税の対象になるんですか、ならぬのですか、伺いたいと思うんです。

○政府委員(湯浅利夫君) まず一般論で申し上げますと、この駐車場が家屋に該当するかどうかと

いう問題につきましては、固定資産税の立場から申上げますと、家屋になるというのは、不動産登記法の建物と同じ意義を有するものというふうに私は解釈いたしております。

壁、これらに類するものを有して土地に定着した建造物であつてその目的とする用途に供し得る状態にあるもの、これが一応家屋だというふうに不動産登記法で定義されておりますので、それを使つて固定資産税の家屋の課税対象として取り扱うということにしておるわけでござります。

ただ、御案内とのおり、固定資産税は事業用の資産については、減価償却資産については家屋に該当しない場合でございましても今度は償却資産として課税をするということになりますので、家屋に該当するあるいはそれ以外のものかというふうに家屋で課税をするか、それから償却資産で課税するかという違いはございますけれども、い

ずれにしてもこの構築物については固定資産税の対象になるというふうに考えているわけでござります。今御指摘の駐車場につきましても同じ解釈で考えておるところでございます。

○岩本久人君 当然課税対象になるけれども、登記もされていない、建築基準法も全くクリアしていないという幽霊物体だからかけようがないというのが実態である、こういうことでですね。わかりました。

そこで、建設省に伺いたいんですけども、このような施設、羽田空港の前にあるようなあいの二階建ての、当然これは建築基準法の確認申請を受けなければならぬとだれが見ても断定するけれども、そういう法律をくぐつていないと思われる、あるいは同じような建物だけれども当然法に基づいて、基準法をクリアしているといふ

うなのも含めて、大体全國にどの程度あると思われますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 私の御答弁に言葉足らずのところがございましたのでちょっと申し上げますと、今の御指摘の構築物については、家屋か償却資産いずれかで課税の対象になるということ

をちょっと申し上げたんでございまして、どちらかで課税になるということで御理解いただきたいと思います。

○説明員(鈴木俊夫君) お答え申し上げます。私どもでは、実際の数字は把握しておりません。ただ、近年この設置件数がふえてきておると考えられます。

○岩本久人君 建設省に対して基本的な見解を伺いたいと思うんですが、今のこの羽田の駐車場の問題、機関委任事務であるから、現在、東京都が一昨日設置の責任者に連絡して、あした事情聴取をする、こうしたことですね。私がこの問題を取り上げたのは数日前からありますので、その因果関係はもちろん全く関係ないことだと私は信じておりますが、そういう状況下に今ある。しかも、羽田空港というのは東京国際空港と言われるよう、日本の玄関でしょう。顔でしよう。そして、東京一極集中ということの中であつて、我が国日本、全国民にとつてもあこがれのエアポートである。毎日朝早くから夜遅くまで大変な混雑をしているわけですね。活況を呈しているぐらいの利用がある。そういうところにある、私はいい駐車場だなと思って高く評価したそのものが、実は建築基準法の届け出もしていかつた。しかも、それは東京航空局ですかの局長、つまり航空事務所の所長を経由して、運輸大臣の許可までとつて建てているというようなことなんですが、そのことについて基本的な見解を伺いたい。また、今後どうされるのか、これについては。

○説明員(立石真君) この問題につきましては、その背景となる状況につきまして最初に御説明させていただきます。

今委員御指摘の自走式自動車庫、いわゆる簡易式立体駐車場といふことでございますが、こういふようなものの建設が多くなりましたのは大体六十年ごろからというように考えているところでございます。そこから設置件数がふえてきましたが、当初の時期におきましては、例え本当に屋根があつて柱がある、こういふものであれば建築物としてはつきりするわけですが、この簡易式立体駐車場の場合には、例えば鉄板の部分を穴あきの鉄板にしたり網

のようになつたりしているというようなことで、果たしてこれが屋根に該当するかどうかという議論が大分あつたわけでございます。数が少ない間は各特定行政庁の判断にゆだねていたわけでございま

すが、最近、申し上げましたように非常に数があえてきた。しかも、ふえてきた中に火災の面からも、あるいは構造の面からも非常に安直なものも含んでいる、あるいはまた住居地域の中などで周辺の環境に対し非常に障害になるようなものも出てきている、そういうようなことで、やはり何らかの行政チェックが必要であるというような声がだんだんと強くなってきたわけでございま

す。そういうような事情を背景といたしまして、六十三年に建設省といたしましては、特定行政庁から文書照会に対しまして、やはりこれは建築物として建築確認の対象にすべきであるという見解を表明してきたところでございます。その後は、各特定行政庁は、建設省の見解に従つて順次その体制を整備しているというように信じているところでございますが、大田区につきましては、この自走式の自動車庫につきまして管内を順次調査している。そして順次行政指導を徹底していくといたることを聞いているところでございます。

今後の措置についてでございますが、先ほど建築指導課長から御答弁いたしましたが、形態だけ見ると確かに建設省が建築物として見解を出したものに該当するんではないだらうかというふうに思いますが、現在大田区で調査しているというふうに思ひます。ですが、現在大田区で調査しているといふふうに思ひます。

○岩本久人君 一晩寝ずに一生懸命考えられたというその成果はなんですが、今の答弁はいづれ適切に対応していくように指導してまいりたいと思います。

○岩本久人君 一晩寝ずに一生懸命考えられたというその成果はなんですが、今の答弁はいづれ後々あなたにツケが回ることを特に申し上げておきたい、こう思つております。

それで、私は自治大臣にお伺いいたしますが、いろいろな物事に発達段階の達成という言葉があります。つまり世の中の情勢が、いわゆる文化的な水準とかがかなり低いとき、あるいは住民のニーズがまだまだ非常に低いとき、そのときにはそのときに考えてみて精いっぱい頑張ってみてそこまでよというふうになりますね。しかし、それが五年、十年、三十年、百年とたつに従って、その時代時代の要請にこたえる最大限の行政サービスはどこまでいくべきか。そういうことに使われる言葉で、これは教育の問題にしろ、そのほかいろいろ問題がありますが、その言葉を今回この駐車場の問題ということだけに当てはめてみると、さつきも言いましたが、私が三ヵ年計画を五万と言つたら六万と言われたので六万だろうと思います。その目標といふものがいかがなものかということもあります。しかし、その目標さえ今の日本の限られた極めて厳しい条件下ではなかなか難しいということでありましょう。

そういったことを考えてみた場合、今回の羽田空港にありますようなこれは間違いなく、皆さん

既に十分御推察のとおり、近くそれなりの対策が急遽とられると思うんですね。そういうような簡易式の立体駐車場といふものの、現に羽田では二年数カ月もたつていてもかかわらず大過なく活用されてきているというこの実績等がある。そういうようなものについては、たとえ建築基準法上の問題でいさか抵触をするというようなことがあるとしても、それは例え法体制を別途に考えてでも対応させていくこと、そういった

ことが今この時期に、さつき大臣言われたような深刻な状況下でありますから、やつぱりそれは認めていくという方向を出す、こういうことはすぐれて政治的な判断をして能力だらうと、こう思ふんです。が、そういったことについて大臣の基本的な見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(奥田敬和君) 簡易立体式駐車場は、今日の情勢から見ますと、確かに好ましいアイデアですし、私たちはこのことは積極的に進めてい

かなきやならぬと思います。しかし、今の論議を聞いておりますと、建築物であるかないかの適否の判断というものは、耐火、耐震、いろいろな情勢も考えなきやなりませんし、特に建物を管理する建設省側にとつてみれば、安全性の確保がなされおるかどうかという形においてこれを建築物としての認定がされるかどうかということは、私から今判断はなかなか簡単にすべき問題ではない

と思います。

しかし、公共性のあるものでし、実際の羽田といういわゆる立地条件に限定された中でしかも大量の駐車車両があるという形にこたえて早急につくられたものだらうと思ふんすけれども、大田区もこれはそういう点に立脚されて話し合いをされて、お互いに違法を意識してやられたもの

でもないと思ひますから、今経過を聞いておりましましたように、基幹的な税源である固定資産税の対象にももちろんなるわけですから、そういう点もありますが、私はこの際、駐車場としての公

共性といふものも十分加味された上で、双方が円満に話し合はれていい結論が出るんじやなかろうか、そういうぐあいに期待しております。

○岩本久人君 駐車場問題というのが全国的な大変な優先課題になってくるわけですから、恐らくいろいろな問題が今から出てくると思うんです。

現在において絶対量、駐車場施設も含め、あらゆる面のこの車社会における対応がおくれてきたという現状を率直に認識して反省する。そして今建設省の方においても、全道路違法駐車みたいになつてゐる形の中で、できるだけそういう一部駐車帯も設けるよう、ペーティングができるような形に今検討を行つていただいているところでありますし、都心にただもう乗り入れてくるんじやな

くて、都心に乗り入れたドライバーの人たちもそういう点をよく考えていただいて、これはいわゆる施設が先からドライバーのマナーが先か、そういう問題点はありますけれども、現状認識の点においては全く先生と一緒でござります。それで、これから時間も努力もあらゆる知恵もかけて

この問題に対応しなきやいかぬという気持ちの一歩のスタートで、こういった形で法案を提起させていただいているということでござります。

○岩本久人君 警察庁の長官に伺いますが、今私が自治大臣に聞いたのと同じ質問です。取り締まりということだけではなくおのずと限界があるということから考へると、今私が言つたような新たな発想のもとに、やはり何かみんなでいい知恵を出し

て駐車場確保ということに頑張つていかなきやない、こう思ふんですね。その意味では、私が

聞いておりますと、建築物であるかないかの適否の判断といふものは、耐火、耐震、いろいろな情勢も考えなきやなりませんし、特に建物を管理する建設省側にとつてみれば、安全性の確保がなされおるかどうかという形においてこれを建築物としての認定がされるかどうかということは、私から今判断はなかなか簡単にすべき問題ではない

と思います。

しかし、公共性のあるものでし、実際の羽田

といういわゆる立地条件に限定された中でしかも

大量の駐車車両があるという形にこたえて早急につくられたものだらうと思ふんすけれども、大田区もこれはそういう点に立脚されて話し合いをされて、お互いに違法を意識してやられたもの

でもないと思ひますから、今経過を聞いておりましましたように、基幹的な税源である固定資産税の対象にももちろんなるわけですから、そういう点もありますが、私はこの際、駐車場としての公

共性といふものも十分加味された上で、双方が円満に話し合はれていい結論が出るんじやなかろうか、そういうぐあいに期待しております。

○岩本久人君 建設省を代表して来ておられる

議官に伺います、今の自治大臣と警察庁長官の見解表明についてあなたはどのような印象を持たれか、まずお伺いしたいと思います。

○岩本久人君 建設省といましても先

ほどの委員御指摘の見解と同じ見解を持っており

まして、やはり駐車場の不足に対しまして駐車スペースを格段に拡大していくしかなければならないと

いうように考えております。建設省の中にもいろいろな事業がございます。またいろいろな都市計画あるいは建築行政上の規制、誘導措置等を持つております。これらを最大限に活用してスペースの設置に努力していきたいと考えているところでござります。

○岩本久人君 喘頭申し上げたもう一つの視点で

建設省に伺いますが、現在駐車場が建設できない場所についてわかりやすく説明してください。

○説明員(島崎勉君) 駐車場の、車庫についての駐車場につきましては、一般的な建築物として

建築基準法の扱いでございますが、建築物として

の駐車場につきましては、一般的な建築物として

の例えは斜線制限ですか建へい率制限等がござ

りますが、規模そのものにつきましては、都市計

画で決められております第一種住居専用地域、そ

れから第二種住居専用地域、それから住居地域、

の地域に建てられる駐車場につきましては規模そのものの制限がございます。

○岩本久人君 時間がありませんので一言審議官に伺いたいんですが、そういった立地の問題におけるさまざまな規制も、こういう深刻な時代だから緩和の方向というものを検討する必要があると思うんですが、その点についての見解を伺いたい。

○説明員(立石真君) 駐車需要に適切に対応していくためには建築行政、都市計画行政全般で見直していく必要があるというように考えておりまして、現下の問題に対応するための見直し等を今後進めていきたいと考えているところでございま

す。

○岩本久人君 次に、警察庁にお伺いいたします。

具体的な条文の問題であります。私が強調するようないわゆるハード面における余りにおくれた対応というようなことがらすると、今回のこの提案というものは、長いスパンからいえば余りにも唐突な提案と、こういう印象がぬぐえないんですね。その点について、全体としての整合性を欠いているのではないかという批判が一方にあるんですね。今回のこの提案そのものが、その点についてはどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○政府委員(金澤昭雄君) 今回の提案に至りました経緯につきましては、先ほど交通局長がお答えをしたとおりであります。六十三年の交通対策本部の決定、またことしに入りましての申し合わせ、そういういろいろな経緯を踏まえた上で交通局の試案を発表し、またそれに対するいろいろな御意見を承った上で今回一つの成案ということで御提案を申し上げたということでござります。

○岩本久人君 私が聞きたかったのは、一般の国民の側から見てということだったんですが、それ

はいいです。

次、道交法の問題ですが、道交法上いわゆる使用者責任でいうところの使用者の概念というものは具体的にどうなっているのか、伺いたいと思いま

す。

○政府委員(関根謙一君) 現行の道路交通法の規定に、車の管理について規定する者といたしまして、所有者と使用者と運転者という三つの者が規定されております。所有者は所有権を持っている人といふなどの意味でございますし、使用者はそ

の車両を使用する権原を持つている人、その運行

を管理、支配している者といふなどの意味でございまして、運転者は直接その車を運転する人といふなどの意味でございます。

例えばある会社が自動車を買いますとその会社が所有者になりますが、これを営業所の方に配車いたしまして営業所の範囲内で使用するということになりますと、その営業所の管理者が使用者とすることになります。その営業所の職員が運転者といふことになるうかと存じます。

○岩本久人君 そうすると、七十四条と七十五条

の内容について要点だけを説明してもらおうと同時に、今回の改正の目玉の一つである自動車の使用

制限が行われるというのはどういう場合になるのかということをあわせてお伺いいたします。簡単

に答えてください。

○政府委員(関根謙一君) 七十四条は、使用者は、運転者に対しまして駐車を適正に行うようにすることでありますとか、その他駐車に関するの車両の適正な使用のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないということで、駐車に

関して使用者に一定の責任を負つていただきたい

う根拠を置いたものでございます。

七十五条でございますが、これは現行の七十五

条の規定とそれから七十五条の二という規定と二

つ今回整備をさせていただきたいと考えていると

ころでございます。七十五条の方でございます

が、これはその自動車の使用者がその者の業務に

関して自動車の運転者に対する車両の放置行為を

命令したりあるいは放置行為をすることを容認したりした場合に、ちょうど過積載等を命令したり容認した場合と同じような措置を講ずることとなります。

○岩本久人君 それでは、大まかに言って五分程度と、こう理解していいんですか。

○政府委員(関根謙一君) 五分程度離れていて使用者と運転者が異なる場合に、その使用者は先ほどの七十四条の規定で駐車についての管理責任がございますので、その駐車についていろいろ責任を負つていただかなければいけないわけでござりますが、公安委員会が、たび重なるその運転者の放置行為、違法駐車の中で車両を放置する行為でございますが、これを行つた場合に、そういうことのないようにならなければいけないわけですか、運転者に持たせてあげてくださいとか、まずそういう指示をした後、なおまた放置行為を重ねた場合には、三月以下の期間を定めてその車両を動かしてはいけないと、その禁止の標章を張る等により使用制限をすることができるとしたい、こういうものでございます。

○岩本久人君 謹切丁寧なのはありがたいですが、時間のこともひとつ考えて、よろしくお願ひします。

○政府委員(関根謙一君) 初歩的な質問で恐縮ですが、駐車違反という場合の、駐車違反にならないぎりぎりの時間は大体何分ぐらいのものでございましょうか、伺いたい

ります。

○政府委員(関根謙一君) 現在の道路交通法の定義規定で「駐車」というところがございます。駐車禁止というのはその駐車禁止とされた場所に駐

車をすることでございますが、その「駐車」とは、道交法の二条一項の十八号の規定によりまして「車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で五分をこえない時間内のみ及び人の乗降のための停止を除く)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができ

ない状態にあることをいう」という定義でござ

りますので、放置行為の場合には、車をとめて、そこで運転者が離れて直ちに運転することができない状態になった時点で法律上は駐車違反に該当することになります。

○岩本久人君 それでは、大まかに言って五分程度と、こう理解していいんですか。

○政府委員(関根謙一君) 五分程度離れていて、車をとめて、そのままにして直ちに運転することができる状態で、法律上は駐車違反にはならないということであろうかと存じます。

○岩本久人君 時間がありませんのでちょっとはしゃらせてもらいますが、地域交通安全活動推進委員協議会に対する、いろんなかかる経費に対しての補助といったような問題はどうなんですか、経費負担とか。

○政府委員(関根謙一君) その前に、ただいまの御答弁、私の誤りでございましたので訂正させていただきます。車両等を離れて直ちに運転することができるが、これは考えていないわけでござりますが、所要の

費用についてございますが、これについては特別助金等の形での国の経費負担ということは今のところは考えていないわけでござりますが、所要の経費は必要だと存じますので、今後検討してまいりたいと存じます。

それから地域交通安全活動推進委員の活動の経費についてございますが、これについては特別の規定を設けておりません。都道府県に対する補助金等の形での国の経費負担ということは今のところは考えていないわけでござりますが、所要の

経費は必要だと存じますので、今後検討してまいりたいと存じます。

○岩本久人君 車庫法の問題はまとめて四点質問します。

○岩本久人君 車庫法の問題はまとめて四点質問します。

一つは、現在、東京都内でも他県のナンバーをつけた車が随分走っております。しかも、それがまたまま旅行に来たとかということではなくて、毎日のよう同じような車が走っているという状況がたくさん見受けられますが、今後車庫法が施行されることによってそれはどのようなことになりますのか、これが第一点。二つ目は、従来の車庫証明制度に加えてステッカーを張るということにされたり、これの一口で言うところの理由。それから

二キロ未満はいいということですから、例えば県  
をまたがるとか行政区をまたがるということです  
が、行政区をまたがった場合、使用者、所有者の  
住所地でやれるのか、あるいは車庫があるところで  
やれるのか、また、運行等の制限命令が出されるの  
はどちらでやられるのかということが三点目。四  
点目がステッカー導入についての費用負担はどう  
なるのか、以上四点、簡単にお願いします。  
○政府委嘱(関根謙一君) 使用の本拠の位置が変  
更になった場合であれば、新しい使用の本拠の位  
置で車庫説明なり届け出なりをしていただくこと  
にならうかと存じます。

問題になつてゐるようなことがどの程度改善をされたのか、あるいはあのときの改正の反省点とうのはどういうものがあるか、この評価をまず聞くたい。

していただく必要があると私は思います。それについての基本的な見解を聞いて私の質問を終りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから管制センターでのボイスシステムのお話がございましたが、これは先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、来年度からの新しい整備五ヵ年計画の中で、こういう交差点での声による

○政府委員(閑根謙一君) 使用の本拠の位置が変更になった場合であれば、新しい使用的本拠の位置で車庫証明なり届け出なりをしていただくことになります。

それからステッカーを張っていたらしくとしました理由でございますが、届け出等の手続を経た車両であることを明らかにするということのほかに、そのステッカーの貼付でおおよそ見当のつきます。警察署の管内に確實に保管場所を確保していただこうとを心理的に保証したいということです。

それから三點目の、一キロ未満とした場合の行政区をまたがる場合でございますが、使用の本拠の位置とそれから保管場所の位置が異なる行政区にある場合に、まず届け出あるいは車庫証明でござります。

さしますか、これは保管場所の位置を管轄する警察署長あてに車庫証明なり届け出をして、いただくということになります。それから運行の使用制限でございますが、これは車庫がない場合でございますので、使用の本拠の位置を管轄する公安委員会にございます。

○岩本久人君 時間がなくなりましたので、これに関連する問題を最後に数点聞いて終わりたいと思います。

まず一つは、六十一年の道交法改正です。あのときにもかなり大胆な提案があつていろいろ議論があつたのですが、あのときの改正によって今回す

す。文差点をしてしまった言葉のオイシシステムがあまりよくなきものを持めた機材の整備が決定的に立ちあぐれているというふうに私は思はうんですけど、そういうたことについて整備を強力に進めてもらいたいということについての見解をお伺いいたします。

それから、道交法上いつも問題になりますのが、これは全国的に言えるんですが、実態に合わない速度規制です。こういったことについて過去どのようにやられ、今後どのようにやられるのかお願いをしたい。

それからペーリングメーターについて今後建設省も認めるということのようですが、建設省がペーリングメーターを独自のものをつくるということについて警察庁はどのような評価をされておるか。それと、これは現在日曜日に作動させていないんですね。日曜日に作動させていないために利用できる駐車場の数が少なくなっている。こち

かかわらず、一方では取り締まりをしているわけですから、住民にとってみれば大変つらい思いをしているということなんですが、その点は今後改善を

うことで御提案をしておるというふうに考えております。したがつて、これは総合的に今後も逐次評価をし直しながら、新たな対応をしていく必要があるというふうに考えております。

それから増員の関係、警察の体制整備の関係だと思いますが、今回の道交法、車庫法の改正で警察官の増員は直ちに考えておりません。事務の合理化であるとか、いろんな警察内部の問題を整理いたしまして対応していきたいというふうに考えております。ただ、そのほかにいろんな業務量の増大等がありますので、この増員の問題は全然これと別な観点からいろいろ検討は続けていきたいというふうに考えております。直ちに増員には結びつかないというふうに思っております。

それから違反の量と検挙の関係ですが、これは御指摘のとおり違反の量は膨大でありますし、警察の方の取り締まりの体制が限られておりますので、これは到底追いつかない状態です。したがつて、いろいろなモラルの面、施設の面での対応が必要ということで今回の法改正の一つの動機になつております。

が、まず、六十一年の道交法改正で、ペーキングメーターの関係、これはどういうふうに評価してあるかという御質問であります。このときのペーキングメーター、ペーキングチケットの関係では、改正前と改正後で、一万五千台分が約三万台分にふえておりますので、合法的な路上駐車のスペースが倍増したということで、これは評価であります。しかし、その時点ではそうだったと思いますが、その後の車の増大ということで、もう到底追いつかない、駐車スペースの増が間に合わないということであるかと思います。それについて今回また新たな法改正の必要性といたることで御提案をしておるというふうに考えられます。したがって、これは総合的に今後も逐次評価をし直しながら、新たな対応をしていく必要があるというふうに考えております。

それから増員の関係、警察の体制整備の関係などと思いますが、今回の道交法、車庫法の改正で警察官の増員は直ちに考えておりません。事務の合理化であるとか、いろんな警察内部の問題を整理いたしまして対応していきたいというふうに考えております。ただ、そのほかにいろんな業務量の増大等がありますので、この増員の問題は全然これと別な観点からいろいろと検討は続けていきたましいと別な観点からいろいろと検討は続けていきたましいといふふうに考えております。直ちに増員にはつかないといふふうに思つております。

○政府委員(関根謙一君) 速度規制の見直しの具体的な数字でござりますが、昭和六十一年以降毎年約五千キロぐらいたず見直しをして、おおむね速度制限を高くするようにしております。それから建設省でペーリングメーターをつくられる予定についての警察庁の考え方でございますが、大変ありがたいことと歓迎しております。ただ、これはペーリングメーターを適切に運営するために私は私どもの取り締まりと並行する必要があるうかと存じますので、密接に緊密な協力関係をとりながらお手伝いをしてまいりたいという考え方でござります。

あと、パークリングメーターの日曜日の作動の關係でございますが、東京の場合ですと日曜日はおねむね駐車禁止を解除して、パークリングメーターのあるところは短時間駐車制限区間でございまして、一般的に禁止されていて短時間解除するといふ考えでございますが、日曜日、夜間等はもう全面的解除という運用をしております。ただ、そろ

でないとこちらもござりますので、そちら辺につきましては、日曜日の作動あるいは駐車禁止解除、その他駐車需要に的確に対応できるような運用をするよう努めたいと考えます。

○委員長(渡辺四郎君) 両案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時一分散会